

手形に代わる決済手段… 電子記録債権「でんさい」は 当金庫でご利用いただけます

全国の金融機関が参加する
安心・便利なサービスなんだ！

当社でも使えるのか、早速
かけしんに聞いてみよう！



I. 電子記録債権とでんさいネット

1. 電子記録債権とは？

- ◇ 平成20年12月に施行された「電子記録債権法」により創設されたITを活用した新しい決済手段です。
- ◇ 手形や売掛債権の問題点を克服し、中小事業者の資金調達の円滑化を図ることが期待されています。
- ◇ インターネット（PC）等を通じて、電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録することで、効力が発生し、支払いに利用することができます。

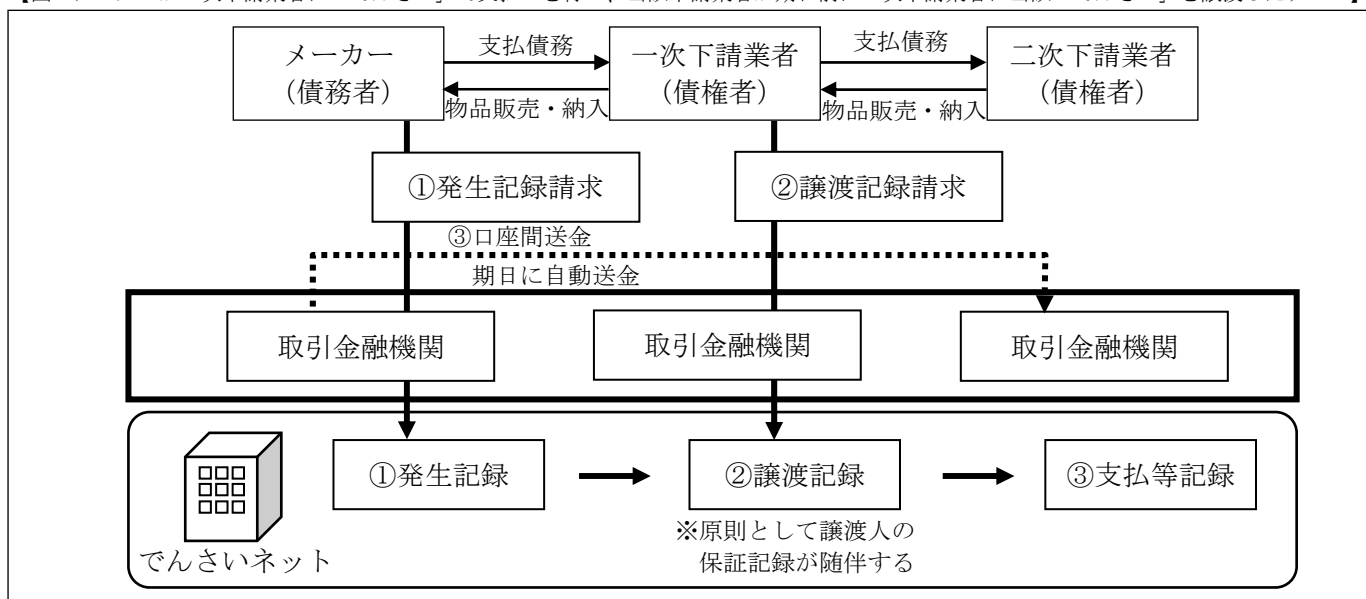
2. でんさいネット／でんさいとは？

- ◇ 全国銀行協会が設立した電子債権記録機関が、株式会社全銀電子債権ネットワークです。信用金庫をはじめ全国の金融機関が参加しています。
- ◇ 同社の通称を「でんさいネット」と呼び、同社による電子記録債権を「でんさい」と言います。
- ◇ 平成25年2月よりサービスを提供しています。

II. 利用方法

- ◇ インターネットに接続環境のあるPC等を用いて、でんさいネット参加金融機関を通じて、でんさいネットに対して、「でんさい」の発生（下図①：手形でいう振出に相当）や譲渡（下図②：手形でいう裏書譲渡に相当）などの記録請求を行うことで、支払いにご利用いただけます。
- ◇ 利用のお申込みの際には、支払いや受取り用に決済口座を指定いただきますが、支払期日になると、指定口座間で自動的に送金（下図③）が行われます。

【図：メーカーが一次下請業者に「でんさい」で支払いを行い、当該下請業者が期日前に二次下請業者に当該「でんさい」を譲渡したケース】



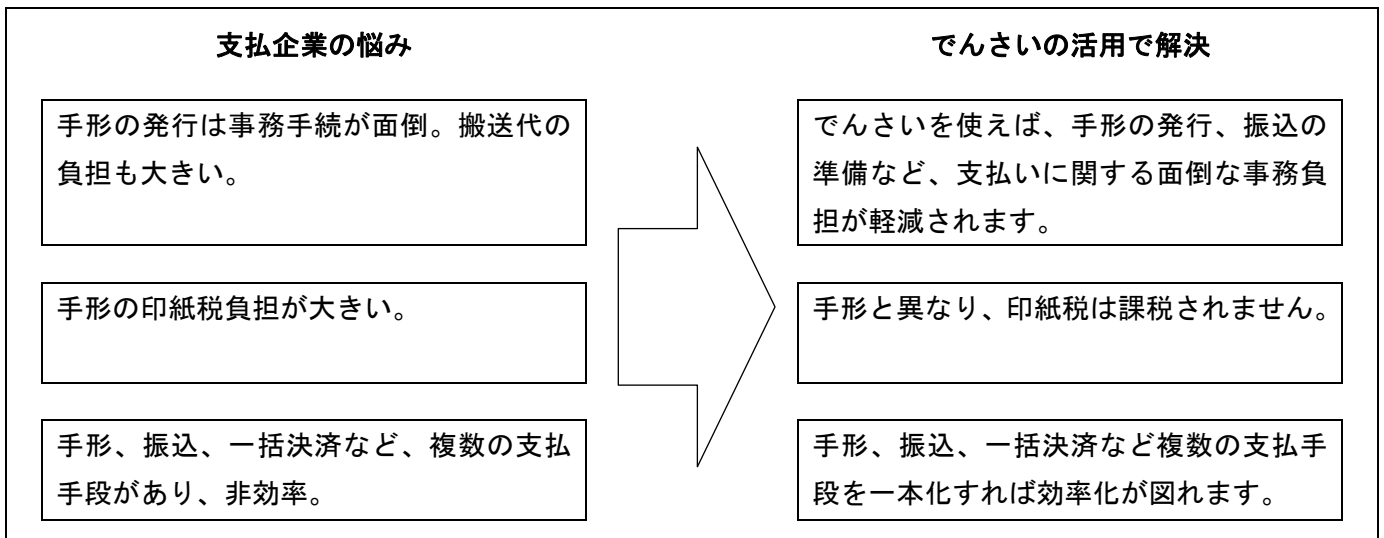
※受取った「でんさい」を参加金融機関に譲渡することにより、支払期日前に資金化することもできます（「でんさい」の割引）。

でんさいネット／でんさいに関するお問い合わせは当金庫まで…

Ⅲ. 「でんさい」をご利用いただくメリット

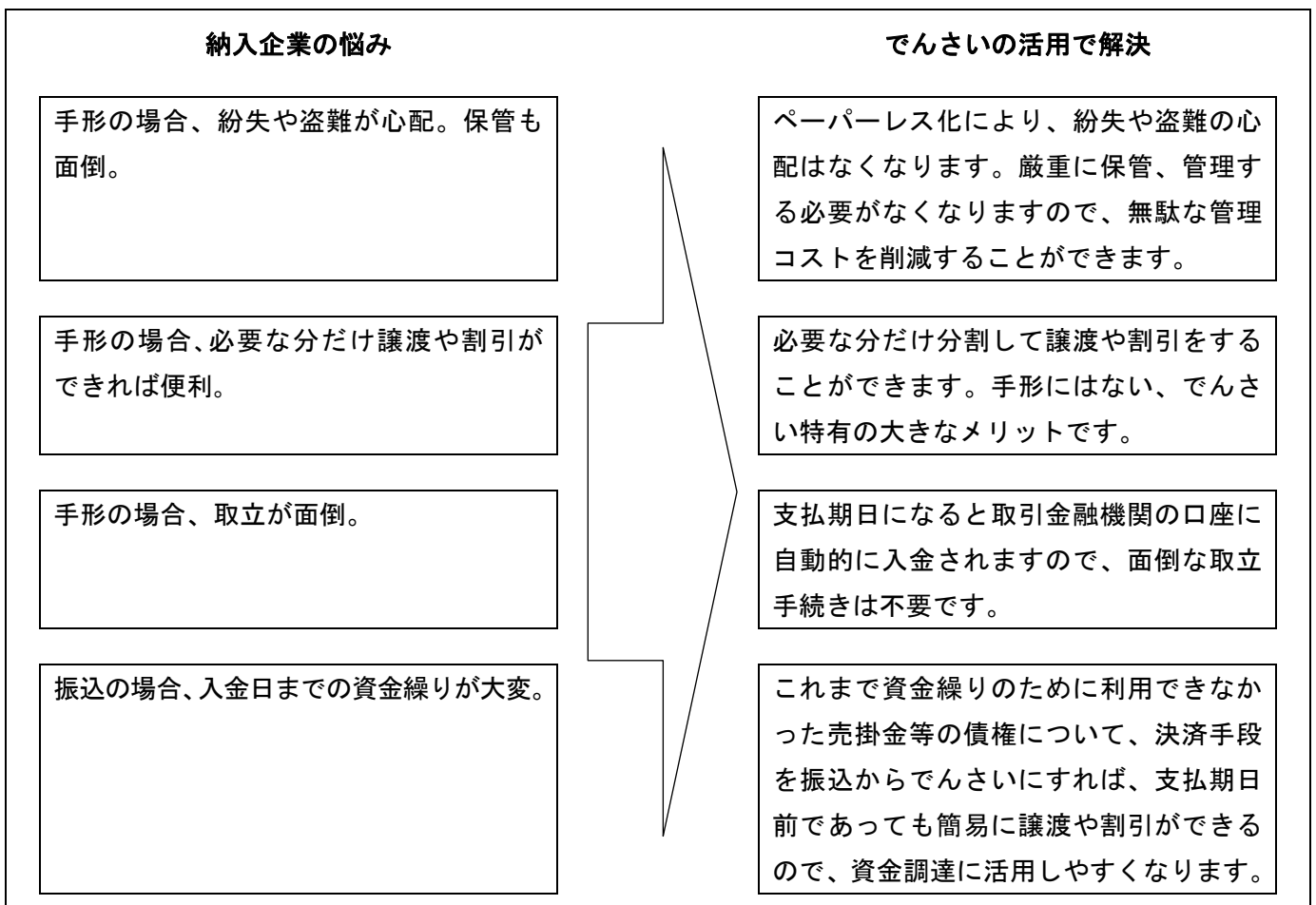
1. 支払う（債務者になる）場合のメリット

- ◇ 支払事務の軽減、搬送コスト削減等が期待できます。
- ◇ また、印紙税は課税されません。



2. 受取る（債権者になる）場合のメリット

- ◇ 紛失・盗難のリスクがありません。
- ◇ また、必要な金額だけ分割・譲渡できるほか、取立手続きが不要です。



でんさいネット／でんさいに関するお問い合わせは当金庫まで…